

株式会社 大 栄 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年11月20日～平成33年12月31日までの5年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての全社員に制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年11月～ 全社会議などによる全社員への周知

目標2：全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成29年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成29年12月～ 各部門において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成30年 1月～ 全社会議、部門会議などで取得推進を行う